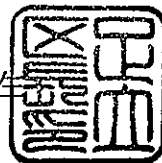


平成29年度労働報酬下限額について

足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号）第9条第1項の規定により、平成29年度に締結する公契約条例適用契約等における労働報酬下限額を定めたので、同条例第9条第3項の規定により告示する。

平成29年2月14日

足立区長 近藤 弥生



1 足立区公契約条例第9条第1項第1号に規定する契約に係る労働報酬下限額

(1) 職種別労働報酬下限額

[単位：円（1時間あたり）]

NO.	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2, 5 5 5
2	普通作業員	2, 2 2 8
3	軽作業員	1, 5 9 8
4	造園工	2, 2 4 0
5	法面工	2, 8 4 7
6	とび工	2, 8 7 0
7	石工	2, 7 4 5
8	ブロック工	2, 5 3 2
9	電工	2, 6 2 2
10	鉄筋工	2, 8 9 2
11	鉄骨工	2, 7 0 0
12	塗装工	2, 9 6 0
13	溶接工	3, 1 7 3
14	運転手（特殊）	2, 5 1 0
15	運転手（一般）	2, 0 8 2
16	潜かん工	3, 1 5 0
17	潜かん世話役	3, 7 2 5
18	さく岩工	2, 9 8 2
19	トンネル特殊工	2, 9 3 7
20	トンネル作業員	2, 5 5 5
21	トンネル世話役	3, 3 6 5
22	橋りょう特殊工	3, 1 5 0
23	橋りょう塗装工	3, 2 7 5
24	橋りょう世話役	3, 6 0 0
25	土木一般世話役	2, 5 8 8
26	高級船員	3, 0 7 2

NO.	職 種	労働報酬下限額
27	普通船員	2,420
28	潜水士	4,298
29	潜水連絡員	2,960
30	潜水送気員	2,937
31	山林砂防工	2,835
32	軌道工	4,737
33	型わく工	2,735
34	大工	2,690
35	左官	2,903
36	配管工	2,307
37	はつり工	2,633
38	防水工	3,140
39	板金工	2,915
40	タイル工	2,385
41	サッシ工	2,690
42	屋根ふき工	1,736
43	内装工	2,903
44	ガラス工	2,610
45	建具工	2,555
46	ダクト工	2,285
47	保温工	2,318
48	建築ブロック工	2,465
49	設備機械工	2,352
50	交通誘導員A	1,530
51	交通誘導員B	1,317

※ただし、平成28年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額については、締結した年度の労働報酬下限額とする。

(2) (1)のうち、労働者等の合意の下、見習い、手元等の労働者と使用者が判断する者の労働報酬下限額

[単位：円（1時間あたり）]

労働報酬下限額	1,119
---------	-------

※ただし、平成28年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額については、締結した年度の労働報酬下限額とする。

2 足立区公契約条例第9条第1項第2号に規定する契約に係る労働報酬下限額

[単位：円（1時間あたり）]

労働報酬下限額	970
---------	-----

※平成28年度に締結した契約に係る労働報酬下限額についても同額とする。

ただし、平成26年度及び平成27年度に締結した契約に係る労働報酬下限額については、932円とする。

3 足立区公契約条例第17条の規定により同条例の適用を受ける指定管理者との協定に係る労働報酬下限額

[単位：円（1時間あたり）]

労働報酬下限額	970
---------	-----

※平成28年度に締結した指定管理者との協定に係る労働報酬下限額についても同額とする。

ただし、平成26年度及び平成27年度に締結した指定管理者との協定に係る労働報酬下限額については、932円とする。